

松浦市補助金等の見直しに関する提言

平成21年12月

松浦市補助金等審査検討委員会

1. はじめに

社会経済情勢が大きな変革期を迎える中、松浦市は自らが掲げる「次代をはぐくむ 産業創造都市 まつうら」の実現に向け、より有効なまちづくり等に関する施策を展開していくことが重要である。その一環として、従来の補助金制度についても、新たに必要とする分野やより効果的な活用に向けて見直しを行うことが求められる。

こうした観点から、当委員会では平成21年8月から検討を重ねてきたが、その結果は別紙一覧のとおりである。

この中には、従来は重要な役割を果たしてきたが、社会環境や財政状況の変化によって優先度を見直し、残念ながら廃止・縮小せざるを得なかった補助金も見受けられる。また、存続するものについても、さらなる経費の削減と効果の向上を検討すべきものも多数にのぼった。

市当局においては市民への十分な説明責任を果たすとともに、こうして捻出した資金を、未来の松浦市を創造する新たな政策に有効に活用することを強く希望するものである。

2. 見直しにあたっての基本的な考え方

「市民全体の公益を増進する市民の自主的な活動を、行政が支援する」という補助金の本来の趣旨を踏まえ、各団体の活動内容や収支状況をもとに、事業目的の効果が上がっているか、公平性や透明性が確保されているか等を総合的に勘案しながら、「補助金等交付基準」を参考に検討を行った。

なお、対象範囲は、市の予算の「補助金、負担金及び交付金」のうち、各団体の運営費や事業費への補助金としたが、法律等で補助が義務付けられたものや長崎県市長会等での見直しが行われているものなど、市単独では判断が難しいものを除外した。

(注) 除外したものは、国県の補助事業で負担金が義務付けられた補助金、契約等に基づき後年度の負担を担保するために債務負担行為の決議を受けた補助金、保険給付費等の法定補助金、会議の出席負担金及び長崎県市長会の負担金等適正化委員会で審査決定されたもの。

(1) 運営費補助金のあり方

前回の見直しで、「団体の人件費や管理費等を対象とする運営費補助は、公益的な活動に使われているのかを検証することが難しく、今後は透明性を確保するため、公益的な活動の事業費を対象とする事業費補助に切替える」ことを打ち出しており、今回の見直しでも「運営費補助は、原則として事業費補助へ移行する」方針で臨んだ。

しかし、従来の経緯等で直ちに移行できない場合は、各団体の設立経緯や補助金の趣旨を明確にしたうえで、以下の考え方で検討した。

① 国や県の指導等により、設立しなけりなかつた団体

⇒ 会費収入等により団体の自立に向けた方策を促すとともに、当面の運営を継続していくうえで必要な最小限度の額を補助

- ② 本来自治体が行うべき業務を担うために設立した団体
⇒ 本来の趣旨に戻り、補助金ではなく、自治体からの業務委託として位置付ける方向で検討

(2) 研修に対する補助金の原則廃止

研修の中には、「事業目的とする公益的活動」と直接関係の薄い研修が、慣例的に行われているものも見受けられることから、厳しい財政状況の下、原則として補助対象にしない方向とした。ただし、市民の代表として出場する県や国のスポーツ大会等への参加経費などは例外としている。

3. 今後の補助金制度のあり方

補助金は、その当時の社会情勢に応じて創設されたものであるが、環境の変化にあわせて十分に見直しが行われず、慣例的に継続されているものも存在している。このため、透明性が低く、効果が十分検証されないなどの弊害も見受けられることから、行政の観点に加え、学識者や市民で構成される第三者の機関による見直しを定期的に行うことが望ましい。

一方、今後のまちづくりを進めるうえで、市民自らが自発的に行動することが何よりも重要である。既存の補助金を見直す一方で、松浦市の活性化に向け、地域住民や団体が自らの力で立案・実施する事業を行政が支援する「公募型補助金」の創設に向けた検討を早急に行うよう、当委員会として提案するものである。

松浦市補助金等審査検討委員会開催経過

	開催日	会議概要
第1回	8月12日	会長、同職務代理者の選任 補助金等交付基準に関する検討
第2回	9月29日	個別補助金の審査
第3回	10月23日	個別補助金の審査
第4回	11月6日	個別補助金の審査
第5回	11月19日	個別補助金の審査
第6回	12月17日	個別補助金の審査 「提言」の検討

松浦市補助金等審査検討委員会委員名簿

役職	委員名	備考
会長	脇田安大	
会長職務代理者	綱辰幸	
委員	西川洋一	
委員	川本豊	
委員	高尾誠	
委員	山田一年	
委員	梶原正孝	
委員	豊村里美	

補助金等交付基準の策定について

1. 趣旨

補助金は、公益性のある目的を持った団体などに、特定の事務の促進・発達を期するために市が交付し、これまで行政目的を効果的かつ効率的に達成するうえで重要な役割を果たしてきたところであるが、近年その交付が長期化し、既得権化の傾向が見受けられる。

現在、国における三位一体改革に伴い、歳入総額が抑制されるうえに、経済情勢は好転の兆しが見えず、本市の主要な財源である電力施設の固定資産税は償却資産の税額が年々減少している。更には飛び地・離島を含む合併であり、地理的な要件からその効果が他市町と比較して鈍化していることなど、特有の条件が重なり合い本市財政状況はこれまでより一層厳しいものとなることが予想される。

また、市の財政運営に対して向けられる市民の目は、年々厳しさを増してきており、個々の補助金等の支出目的を問われ、補助の必要性が十分に認識できるものであるか、また、補助の効果が本来の補助金の目的である市民の公益に資するものとなっているかなど、補助金等のあり方自体の見直しが求められている。

このような状況を踏まえ、単に補助金等の削減そのものが目的でなく、財政運営の透明性を確保する観点からも、補助金等を効果的・効率的かつ適正なものとし、既存の補助金等のあり方を再評価する「補助金等交付基準」を策定する。

2. 定義

補助金は、市が団体、個人が行う特定の事務事業に対し、公益上必要がある場合に、その事務事業の実施に資するために金銭的給付を行うことにより、行政目的を効果的かつ効率的に達成しようとするものである。補助金の支出根拠は、地方自治法第232条の2に「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されている。なお、この基準は、負担金・交付金についても適用するものとし、個々の項目において適用が可能なものについては、適宜読み替えて適用するものとする。

*参考

市の歳出予算における19節、負担金、補助金及び交付金の定義は、次のとおりである。

- (1) 負担金・・・市が法令、契約等に基づいて国・他の地方公共団体等との特定事業から特別の利益を受けることに対して、一定の金額を負担し、支出するもの
- (2) 補助金・・・市が、特定の事業、活動を助長・奨励するために公益上の必要性を認めた場合に支出するもの
- (3) 交付金・・・本来、市が行うべき事務を法令、条例等により、団体や組合等に委託する場合において、当該事務処理の報償として支出するもの

3. 見直しの基本的な考え方

補助金については、その目的に照らして行政の責任分野、経費負担のあり方、必要性、緊急性及び効果の観点から見直しを行い、事業継続の適否を検討し、廃止・縮小・統合等により整理合理化を図るとともに、市民への公開性と透明性を高めることなどの観点から、見直しの基本的な考え方を次のとおりとした。

(1) 公民の役割分担と行政の責任分野の見極め

行政がその責任において、保護・奨励すべきもの（施策的な要素が強い補助金）と各種団体等が主体的・自立的に行うものとの区分を明確にする。

(2) 補助金等交付基準の策定

補助金等交付基準を定め、本市の補助金等に対する基本的な考え方を明確にするとともに、補助金の対象・基準等を明らかにする。

(3) 終期の設定

補助金については、サンセット方式を導入し、その終期を設けるものとする。なお、期間延長が必要な場合には、必ず見直しを行うものとする。

4. 補助金等交付基準

(1) 事業の効果性

- ①補助金の交付が客観的に見て公益上必要であること
- ②補助金の交付に対して、費用対効果が認められること
- ③事業活動の目的、視点、内容などが社会経済情勢に合致していること
- ④行政と民間の役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動であること

(2) 団体等の適格性

- ①支出の根拠が明確で、法令などに抵触していないこと
- ②団体の会計処理及び使途が適切であること
- ③団体の当該事業決算における繰越金が、補助金の額を超えていないこと
- ④団体の事業活動の内容が団体の目的と合致していること

(3) 補助対象経費の明確化

- ①補助対象経費を団体の「活動事業費」に限定し、交際費、慶弔費、飲食費、親睦会費等、補助事業の実施とは直接関係のない団体運営にかかる一般管理的な費用は、補助対象としない。
補助対象経費を団体の「運営費」とした場合、人件費や事務費など一般管理的な経費の全てが対象となり、補助の目的・効果の面からも補助の実効性が確保できないこととなる。
しかし、設立後間もない団体は、組織力、運営基盤が脆弱であるため、自立できるまでの一定期間については、運営費に対する補助が必要となる場合がある。その場合には、補助の対象となる経費の範囲を明確にし、かつ、終期を設定したうえで補助を行い、段階的に補助金を減額するものとする。
- ②調査研究にかかる補助事業については、事業に直接結びつかない視察・宿泊研修費用は補助対象としない。
- ③補助金交付申請書に記載する補助事業にかかる経費は、単に事業費・調査費などとせず、できる限り具体的内容を明記させるものとする。

(4) 補助額の適正化

補助額の上限を定めること等により、支出の抑制を図るとともに、補助金間の公平を確保する。

- ① 団体等は、補助金の交付を申請する以前に、会費等の自主財源の確保に努めなければならない。
- ② 市単独事業については、補助事業ごとに限度額又は補助率を定めるものとする。
 - ア、団体等の決算において繰越金の額が、補助額を超えている場合には、必要に応じて補助額を調整する。
 - イ、個人を対象とする補助金については、市税等の納付状況や所得要件等による交付の制限を必要に応じ設定する。
 - ウ、利子補給にかかる補助金については、金利情勢に応じた補助率とする。
 - エ、補助対象事業費又は団体の予算に占める補助金の割合が10%未満又は、額が3万円未満の補助金については、原則、廃止する。
 - オ、事業費の全額を補助金で賄う事業については、原則として補助の対象としない。
 - カ、原則として1/2を超える高率補助は、補助率の引き下げを行う。

(5) 終期の設定

補助金の交付にあたっては、補助事業の目的達成に向けた努力の促進と、補助事業の効果や必要性の見直しのための区切りとするため、補助期間（終期）を定め、補助金の実効性を確保する。

- ① 国や県の制度による補助は、その制度の終了と合わせて市の補助を終了させる。
- ② 市単独事業の補助金については、同一団体等への交付は、すべて3年以内の終期を設定し、更新が必要な場合には、必ず見直しを行うものとする。

5. 補助金の検証

(1) 検証

補助対象事業の履行確認と事業経費の会計処理の適切性を検証するため、関係書類の審査、確認を十分に行う。

① 事業評価・事業報告書の提出

事業内容の確認方法として、事業計画書及び事業実施報告書（契約・登記関係書類等を含む）により、当初計画に基づいて実施されたか、また、年度途中における計画変更がなかったか等、事業実施過程における補助対象事業の適切さの視点から検証する。

② 予算・決算書の提出

事業経費の会計処理の確認方法として、予算書・決算書により予算が適正に執行されたか、また、出納簿や領収書等の書類の整備など、会計処理が適正に行われているかといった事務処理上の確認と補助金を事業収入面から見て、決算における繰越金と補助金のバランスが適正に保たれているかといった検証を行う。

(2) 補助金交付関係書類の見直し

補助事業の適正な評価と執行を確保するため、補助金交付申請書等の様式の見直しを随時行う。